

熊本空港の写真撮影に関する警備員の指導に納得できない

〔相談の要旨〕

先日、熊本空港に行きフェンス沿いなどで飛行機の写真を撮っていた際、巡回中の警備員にフェンスから2m離れるよう言われた。

空港が、警備上重要な施設であることは理解できるが、フェンスが空港敷地との境界ではないのか。空港事務所が空港敷地以外のことについて「フェンスから2m離れる」という法的な根拠や権限などがあるのか、疑問である。

警備員は「フェンスには触らないように…」など、もう少し別の対応は出来ないものか。

〔相談の結果〕

熊本空港は、近年、夕日を背景とした飛行機の撮影スポットとして、全国的に有名であり、撮影に適した時期には、多くの撮影ファンが集まる所である。

平成25年10月に手紙で相談を受けた当事務所では、大阪航空局熊本空港事務所に対し事実関係等を照会した結果、次の回答があり、相談は解決した。

- ① 熊本空港の敷地は、フェンスの外側から1m以内にある境界杭までである。
- ② 「人がフェンスから2m離れなければならない」という法的根拠、権限はないが、空港の保安対策上、フェンスから2m以内に足場となるような物を置かないようにするという国の運用方針がある。
- ③ このため、熊本空港では、日頃から警備員が撮影者などに声かけを行い、フェンスから2m以内の駐車を御遠慮いただくとともに、フェンスに触れないよう、撮影者に対し協力を要請しているところである。
- ④ 空港の警備員の言動が、撮影者から誤解を招くような結果となっている。
- ⑤ 今後は、このようなことが発生しないよう空港警備員に対する教育を徹底する。